

## アルゼンチンの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

アルゼンチン共和国（スペイン語では「República Argentina」。英語では「Argentine Republic」。以下「アルゼンチン」という）は、南米大陸南東部に位置し、大西洋に面する連邦共和国である。首都ブエノスアイレスを中心に半径約 600 キロメートルにわたり半円状に広がった大平原「パンパ」では、その肥沃な土壌を利用して、小麦の生産及び牧畜等が行われている（アルゼンチンの穀物自給率は 284%であり、オーストラリアに次いで世界第 2 位となっている）<sup>2</sup>。

1516 年にスペインの探検家フアン＝ディアス＝デ＝ソリスがラプラタ川の河口に到達した。その後、スペインの支配が確立してラプラタ副王領となったが、1810 年に副王を廃位して自治制に移行し、1816 年にはラプラタ連合が独立宣言を行った。1853 年に連邦の憲法が制定され、1862 年にアルゼンチン共和国となった。

1943 年にフアン＝ペロンらが軍事政権を樹立し、1946 年にペロンが大統領に就任したが、1955 年のクーデターで追放された。その後は一時期を除いて軍政が続き、人権弾圧が行われた（軍事政権下の人権弾圧による死者・行方不明者は 13,000 人以上にのぼるといわれている）。1973 年の民政移管後、ペロンが再び大統領に就任した。1974 年にペロンが死去した後、妻のイサベル副大統領が世界初の女性大統領に就任した。しかし、1976 年に軍部がクーデターを起こし、政権を奪取した。

1982 年、アルゼンチンと英国との間で、マルビナス（フォークランド）諸島の領有権をめぐる紛争が勃発したが、アルゼンチンの敗北に終わった<sup>3</sup>。両国は 1990 年に国交を回復したが、アルゼンチンは領有権の主張を放棄していない。

アルゼンチンは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995 年に発足した。現在の加盟国は、アルゼンチンのほか、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ及びボリビアの 6 か国

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 『2016 エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2016 年）70 頁。

<sup>3</sup> 本稿におけるアルゼンチンの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2017 年版』（二宮書店、2017 年）438 頁等を参照した。

であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

2001年10月、アルゼンチンは、対外債務の支払停止を表明し、預金の凍結措置及びペソの切り下げを実施した。2002年のGDP成長率がマイナス10.9%まで落ち込んだアルゼンチンは、2005年及び2010年に、債務不履行（デフォルト）に陥った債務につき、75%削減した新債券と交換するという形で再編を実施することにつき大部分の債権者と合意した。その後も、アルゼンチンは、それまで交渉が難航していた大口債権者との間で合意を成立させる等、争いの最終的解決に向けて努力を続けている。

アルゼンチンの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。アルゼンチンは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、アルゼンチンの法制度は多くの点で、スペインの法制度<sup>4</sup>の影響を受けているほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。

アルゼンチン法の法源としては、①憲法、②制定法、③慣習法、④法の一般原則、⑤類推、⑥衡平等がある。また、アルゼンチン法には、連邦法と州法が存在すること、裁判所には連邦裁判所の系列と州裁判所の系列が存在することにも、留意が必要である。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

## II 憲法

### 1 総説

アルゼンチン憲法は、アメリカ合衆国憲法の影響を一部に受けつつ<sup>5</sup>、1853年に制定された。その後、1860年、1866年、1898年、1949年、1957年、1994年に改正された。この1994年に改正された憲法が、現行憲法である。

アルゼンチン憲法は、全129か条からなる（経過規定を除く）が、その中には、75条、99条及び100条のように、異常に長い条文も含まれており、日本国憲法とは条文の規定ぶりがかなり異なるといえる。

アルゼンチン憲法の体系は、表1のとおりである<sup>6</sup>。

表1：アルゼンチン憲法の体系（1994年改正までを反映）

<sup>4</sup> スペインの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第4回 スペイン」(『国際商事法務 Vol.41, No.1』(国際商事法研究所、2013年)所収)を参照されたい。

<sup>5</sup> 但し、アルゼンチン憲法には、アメリカ合衆国憲法とは異なり、政府はローマ・カトリック使徒信仰を支持するという規定が含まれており、また、アルゼンチン憲法における大統領の権限は、アメリカ合衆国憲法におけるそれよりも強大である。

<sup>6</sup> アルゼンチン憲法の英語訳（1994年改正までを反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Argentina\\_1994.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/Argentina_1994.pdf?lang=en)

|           |                      |                  |                                |           |             |
|-----------|----------------------|------------------|--------------------------------|-----------|-------------|
| 前文        |                      |                  |                                |           |             |
| 第1編       |                      |                  | 第1款 宣言、権利及び保障                  | 第1条～第35条  |             |
|           |                      |                  | 第2款 新しい権利及び保障                  | 第36条～第43条 |             |
| 第2編 国家の機関 | 第1章 連邦政府             | 第1節 立法権          |                                | 第44条      |             |
|           |                      |                  | 第1款 下院                         | 第45条～第53条 |             |
|           |                      |                  | 第2款 上院                         | 第54条～第62条 |             |
|           |                      |                  | 第3款 両院に共通する諸規定                 | 第63条～第74条 |             |
|           |                      |                  | 第4款 連邦議会の権限                    | 第75条～第76条 |             |
|           |                      |                  | 第5款 法律の制定及び可決について              | 第77条～第84条 |             |
|           |                      |                  | 第6款 国家会計検査院について                | 第85条      |             |
|           |                      |                  | 第7款 人民擁護官について                  | 第86条      |             |
|           |                      | 第2節 行政権          | 第1款 その性質及び期間について               | 第87条～第93条 |             |
|           |                      |                  | 第2款 国家の大統領及び副大統領の選挙の方法及び時期について | 第94条～第98条 |             |
|           | 第3款 行政府の諸権限          |                  | 第99条                           |           |             |
|           | 第4款 行政府の首相及び他の大臣について |                  | 第100条～第107条                    |           |             |
|           | 第3節 司法権              | 第1款 その性質及び期間について | 第108条～第115条                    |           |             |
|           |                      | 第2款 司法府の諸権限      | 第116条～第119条                    |           |             |
|           | 第4節 検察庁              |                  | 第120条                          |           |             |
|           |                      |                  |                                |           |             |
|           |                      | 第2章 地方政府         |                                |           | 第121条～第129条 |
|           | 経過規定                 |                  |                                |           | 第1条～第17条    |

## 2 統治機構

## (1) 大統領

アルゼンチンの大統領は、行政府の長として、行政権を行使する。大統領は、国民の直接投票により選出される。大統領の任期は4年であり、再出馬は1回のみ認められている。

副大統領は、大統領の病気、死亡、辞任、弾劾等の場合に、大統領の職務を代行する。副大統領は、上院議長を兼任するため、立法府に帰属するものと位置づけられている。

行政権は大統領と内閣により行使される。首相（「首席大臣」と訳されることもある）及び他の大臣は、大統領により任命される。首相と大臣を同時に兼任することはできない。

大統領の権限としては、①法律の制定に必要となる可能性のある指示及び規制を發布すること、②法律の制定に参加し、法律を公布すること、③上院の出席議員の3分の2の同意を得て、国家最高司法裁判所の裁判官を任命すること、④司法評議会の指名した3名の候補者のリストの中から連邦下級裁判所の裁判官を任命すること、⑤75歳以上に達した治安判事を再任すること、⑥連邦犯罪に係る恩赦・減刑を行うこと、⑦大使を任命・罷免すること、⑧連邦議会の毎年の会期を開始し、通常の間会期を延長し、特別の間会期を招集すること、⑨国家の歳入の徴収と支出に関する、首相による権限行使を監督すること、⑩国際関係を維持するための外国・国際機関との条約の締結・署名、⑪国家の全ての軍の最高司令官となること等がある。

首相は、連邦議会に対して政治的責任を負う。首相の権限としては、①国家の一般行政を実施すること、②権限行使に必要な政令及び規則を發布すること、③行政府の被用者を指名すること、④大統領から委任された権限等を行使すること、⑤大統領が欠席した場合に、内閣を主宰すること、⑥大臣及び国家予算に関わる法案を連邦議会に送付すること等がある。

## (2) 立法府

憲法によると、立法府は、副大統領（上院議長を兼任）、下院及び上院（両院を合わせて「連邦議会」という）、国家会計検査院及び人民擁護官（オンブズマン）から構成される。連邦レベルの立法権は、下院及び上院で構成される二院制の国会が行使する。なお、連邦制を採るアルゼンチンには、連邦の議会と各州の議会がある。

下院議員は、定数257名であり、任期は4年であり、再選は可能である。

上院議員は、定数72名であり、任期は6年であり、再選は可能である。

両院とも、毎年3月1日から11月30日まで、通常議会在が召集され、また、大統領により又は会期延長の場合に特別議会在が召集される。両院の会期の開始・終了の時期は、原則として、同じでなければならない。

連邦議会の権限は、①税関に関わる事項の立法、②間接税及び直接税の課税、③歳入の具体的分配の決定及び修正、④国家の信用による借入、⑤国土の貸与及び譲渡、⑥通貨発行権を有する連邦銀行の設立及び規制、⑦国家の国内及び外国からの借入金の返済の管理、⑧民事・商事・刑事・鉱物・労働・社会保障番号に関する立法、⑨外国・国際機関との条

約の批准又は拒絶等がある。

法律を発議する権利は、連邦議会の下院議員及び上院議員並びに行政府に帰属する。法律案は、原則として、両議院が採択し、政府が公布することにより効力を生じる。

国家会計検査院は、自律的機能を有する連邦議会の助言機関である。

人民擁護官（オンブズマン）は、人権を擁護し、行政府をコントロールすることを使命とし、いかなる機関の指示を受けることなく、独立して職権を行使する機関である。

### （3）司法府

連邦制を採るアルゼンチンには、連邦裁判所と州裁判所がある。

アルゼンチンの最上級司法機関であり終審裁判所である「国家最高司法裁判所」は、首都ブエノスアイレスに、1863年に設立された。国家最高司法裁判所の9名の裁判官は、8年以上の弁護士の実務経験及び上院議員となるのに必要な資格が必要であり、大統領により任命される。国家最高司法裁判所の裁判官は、上院の弾劾によってのみ離職を求められる。

連邦裁判所としては、国家最高司法裁判所のほか、控訴裁判所（9か所。3名の裁判官から構成される）、地方裁判所（各州に1か所以上。1名の裁判官から構成される）、地区裁判所（1名の裁判官から構成される）がある。

また、裁判官の指名及び司法行政を職責とする「司法評議会」という機関もある。司法評議会の権限は、①下級裁判所の裁判官の候補者の選出、②下級裁判所の裁判官の指名のための3名の候補者のリストを発行すること、③司法行政のための歳入の管理と予算の執行を行うこと、④裁判官に対し懲戒権を行使すること、⑤裁判官に対する罷免手続の開始を決定すること、⑥司法機関に関する規則を制定すること等がある。

## 3 人権

アルゼンチン憲法の「第1編」の「第1款 宣言、権利及び保障」（第1条～第35条）及び「第2款 新しい権利及び保障」（第36条～第43条）には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、アルゼンチン憲法においても、同様に保障されている。「第2款 新しい権利及び保障」は、1994年の改正で追加されたもので、政治的権利、環境保護及び消費者権等が規定されている。

アルゼンチン憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①政府はローマ・カトリック使徒信仰を支持するという規定が含まれていること（2条）。
- ②アルゼンチン市民には、祖国防衛の義務が課されていること（21条）。
- ③内乱又は外患といった国家緊急事態における権利保障の停止に関する明文規定があること（23条）。
- ④連邦議会に対し、陪審制を推進する義務を負わせていること（24条）。
- ⑤連邦政府に対し、ヨーロッパからの移民の受け入れを推進する義務を負わせていること

(25 条)。

⑥消費者及び商品・サービスのユーザーの権利が明文で規定されていること (42 条)。

⑦「habeas data」(市民自身に関する情報にアクセスし、秘匿・変更・削除を要求するもの)及び「habeas corpus」(市民の身体的自由を保護するもの)が明文で規定されていること (43 条)。これらは、市民を現実の差し迫った損害から保護する制度として、1994 年の改正により導入された制度である。

### Ⅲ 民法

1871 年 1 月 1 日に施行されたアルゼンチンの旧民法は、スペイン法及び 19 世紀のフランスの法律家の影響を強く受けたものであり、スペイン民法典、ナポレオン民法典、1916 年ブラジル民法典、チリ民法典の影響を受けて策定されたものであった。

従来から民法典の全面改正に向けた立法作業が続けられていたが、2014 年 10 月 1 日、遂に新しい「民商法典」(スペイン語では「Código Civil y Comercial de la Nación」)が公布され、2015 年 8 月 1 日より施行された。この民商法典は、経過規定を除き、全 2671 条で構成されている。

新しい民商法典による改正点は、多岐にわたるが、例えば、従来は、会社法により、株主は最低 2 名が必要であるとされていたが、民商法典により、株主は 1 名でも許されることとなった点等が挙げられる。

また、旧民法典では、国際私法に関する規定は、各法律関係に関する部分に散在していたが、新しい民商法典では、第 6 編第 4 章に統合されている<sup>7</sup>。

アルゼンチン民商法典の主な体系は、表 2 のとおりである<sup>8</sup>。

表 2：アルゼンチン民商法典の主な体系

|          |  |
|----------|--|
|          | 序章 (第 1 条～第 18 条)  |
| 第 1 編 総則 | 第 1 章 自然人 (第 19 条～第 140 条)、第 2 章 法人 (第 141 条～第 224 条)、第 3 章 物 (第 225 条～第 256 条)、第 4 章 事実及び法律行為 (第 257 条～第 397 条)、第 5 章 権利の譲渡 (第 398 条～第 400 条) |

<sup>7</sup> 笠原俊宏著「アルゼンチン共和国民商法典中の国際私法規定(2014 年)の邦訳と解説(上)」(『戸籍時報 No.744』(日本加除出版、2016 年)所収) 27 頁。

<sup>8</sup> アルゼンチン「民商法典」(スペイン語)は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/235000-239999/235975/texact.htm>

|                     |  |
|---------------------|--|
| 第2編 家族関係            | 第1章 婚姻（第401条～第445条）、第2章 婚姻の財産制度（第446条～第508条）、第3章 同居（第509条～第528条）、第4章 親族（第529条～第557条）、第5章 親子関係（第558条～第593条）、第6章 養子縁組（第594条～第637条）、第7章 親の責任（第638条～第704条）、第8章 家事手続（第705条～第723条）   |
| 第3編 人的権利            | 第1章 義務一般（第724条～第956条）、第2章 契約一般（第957条～第1091条）、第3章 消費者契約（第1092条～第1122条）、第4章 各種の契約（第1123条～第1707条）、第5章 債務の他の原因（第1708条～第1881条）  |
| 第4編 物的権利            | 第1章 総則（第1882条～第1907条）、第2章 占有及び所持（第1908条～第1940条）、第3章 所有権（第1941条～第1982条）、第4章 共有（第1983条～第2036条）、第5章 階層所有権（第2037条～第2072条）、第6章 不動産集合物（第2073条～第2113条）、第7章 地上権（第2114条～第2128条）、第8章 用益権（第2129条～第2153条）、第9章 使用権（第2154条～第2157条）、第10章 居住権（第2158条～第2161条）、第11章 地役権（第2162条～第2183条）、第12章 担保物権（第2184条～第2237条）、第13章 占有訴権及び物的訴権（第2238条～第2276条） |
| 第5編 死亡による権利の移転      | 第1章 相続（第2277条～第2285条）、第2章 相続の承認及び放棄（第2286条～第2301条）、第3章 相続の譲渡（第2302条～第2309条）、第4章 相続回復請求権（第2310条～第2315条）、第5章 相続人及び受遺者の責任、債務の清算（第2316条～第2322条）、第6章 不分割の状態（第2323条～第2334条）、第7章 相続手続（第2335条～第2362条）、第8章 分割（第2363条～第2423条）、第9章 無遺言相続（第2424条～第2443条）、第10章 遺留分（第2444条～第2461条）、第11章 遺言相続（第2462条～第2531条）                                |
| 第6編 人的権利及び物的権利の共通規定 | 第1章 時効及び除斥期間（第2532条～第2572条）、第2章 先取特権（第2573条～第2586条）、第3章 留置権（第2587条～第2593条）、第4章 国際私法の規定（第2594条～第2671条）  |

#### IV 会社法

アルゼンチンの会社法<sup>9</sup>は、いくつかの種類会社について規定しているが、アルゼンチ

<sup>9</sup> 会社法の日本語訳（中川和彦訳）は、中川和彦／矢谷通朗訳『ラテンアメリカ諸国の経済関係法』（アジア経済研究所、1990年）に収録されている。

ンに投資しようとする外国企業は、アルゼンチンに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するアルゼンチン法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

アルゼンチンに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、2種類の会社がよく利用されている。即ち、1つは「株式会社」(S.A.)であり、もう1つは「有限責任会社」(S.R.L.)である。これらの会社の特徴は、表3のとおりである。

支店によりアルゼンチンで事業を行う場合、当該支店は本社とは別に会計帳簿を作成し、商業登記所に毎年の財務書類を提出する必要がある。支店は、独立した法人格を有しないため、支店の負う債務・責任は、外国企業本社が負うこととなる。

表3：アルゼンチン法における主な会社の種類

| 名称     | スペイン語   | 特徴   |
|--------|---|--|
| 株式会社   | Sociedad Anónima (S.A.)                       | 原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金は10万ペソである。株主は、自然人か法人か、アルゼンチン居住者であるか否かを問わない。外国企業が株主となる場合、事前に当該外国企業の定款を商業登記所に届け出て登録することが必要。株式は設立時に全て引き受けられ、25%は払い込まれる必要があるが、残り75%は2年内に払い込まれればよい。株主総会、取締役又は取締役会の設置が必要。監査役は、資本金1,000万ペソ以上の場合のみ必須。取締役の過半数及び監査役は、アルゼンチン居住者でなければならない。株主総会は年1回以上、取締役会は3か月に1回以上、開催しなければならない。 |
| 有限責任会社 | Sociedad de Responsabilidad Limitada (S.R.L.) | 原則として、出資者の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。出資者は、自然人か法人か、アルゼンチン居住者であるか否かを問わない。外国企業が株主となる場合、事前に当該外国企業の定款を商業登記所に届け出て登録することが必要。資本金は、Quotaと呼ばれる持分に分割される。各Quotaの額面は等額であり、それぞれ1議決権が付与される。Quotaは設立時に全て引き受けられ、25%は払い込まれる必要があるが、残り75%は2年内に払い込まれればよ   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>い。出資者は、1人以上の業務執行者を指名することができる。業務執行者は出資者である必要はない。業務執行者の過半数は、アルゼンチン居住者でなければならない。監査役は、資本金 1,000 万ペソ以上の場合のみ必須。監査役は、弁護士又は公認会計士の資格を有するアルゼンチン居住者でなければならない。</p> |
|--|--|---|

## V 民事訴訟法

アルゼンチンの裁判所には、連邦裁判所の系列と州裁判所の系列が存在する。アルゼンチンの民事訴訟制度では、「二審制」が採られている。

アルゼンチンにおける通常の民事訴訟の流れは、以下のとおりである<sup>10</sup>。

- ①調停手続を終えても交渉が成立しない場合、管轄権のある民商事裁判所に提訴する。
- ②訴状が被告に送達される。
- ③訴状の送達後 15 日以内に、被告は訴答を提出する。
- ④予備審問期日において、証拠の交換と双方の主張・反論等が行われる。
- ⑤口頭審理期日において、裁判所は、既に提出された証拠・弁護士意見書等に基づき、審理を行い、結審する。
- ⑥裁判官は判決書を完成し、両当事者に送達する。
- ⑦判決に不服のある当事者は、15 日以内に控訴裁判所に上訴することができる。
- ⑧原告勝訴の判決が確定した場合は、原告が裁判所に判決の執行を申し立てることにより、判決が執行される。

実務上の留意点としては、証拠を適時に提出する必要があること（原則として、時機に遅れた証拠提出は認められない）、損害賠償は比較的 low 額しか認められないことが多いこと等が挙げられる。

## VI 刑事法

アルゼンチンでは、従来より、とくに「腐敗・汚職」が大きな問題として存在してきた。

アルゼンチンの刑法によると、職務行為に関連して公務員に対し賄賂の供与・申込を行った者は、1 年以上 6 年以下の拘禁、公職資格剥奪等が科される。職務行為に関連して賄

<sup>10</sup> ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「アルゼンチン」の「侵害ガイド」23 頁。

[https://www.jpo.go.jp/index/kokusai\\_doukou/iprsupport/miniguide/index.html](https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html)

賂の要求、收受又は受入を行った公務員は、1年以上6年以下の拘禁、永久の公職資格剥奪等が科される。また、賄賂の不法な支払いを仲介した者は、1年以上6年以下の拘禁、永久の公職資格剥奪等が科される。汚職行為に関与した者が裁判官又は検察庁の構成員である場合、より重い刑罰が科される。

アルゼンチンでは、一般に法人の刑事責任は認められていないが、有罪判決を受けた者が法人の役員又は取締役として行為したことにより、当該法人が犯罪行為から利益を得ていた場合には、犯罪に供用された財産及び犯罪から取得した利益として、没収の対象となる。

アルゼンチンにおける汚職の問題点として、①法人としての汚職行為への処罰を可能とする適切かつ統一的な規定が欠落していること、②裁判官が政治的圧力に弱く、独立性を欠いていること、③特定の組織犯罪についての内部告発者保護の制度は存在するが、汚職行為については存在しないこと、④汚職行為に対処する連邦レベルでの独立機関が設置されていないこと等が指摘されている<sup>11</sup>。

## VII 参考資料

以上、アルゼンチン法の概要を簡単に紹介してきたが、アルゼンチン法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。とくに、2015年1月1日に施行された民商法典について日本語で紹介・解説した文献はまだほとんどない<sup>12</sup>（なお、民商法典について英語で紹介・解説した文献はインターネット上で多く存在する）。アルゼンチン法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: A Research Guide to the Argentine Legal System」<sup>13</sup>等が参考になる。

以上、アルゼンチンの法制度の概要を簡単に紹介したが、アルゼンチンの法令は、(若干の日本語訳及び英語訳はあるものの、)スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、今後のアルゼンチン市場の重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、アルゼンチンの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.9』（国際商事法研究所、2017年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第5回 アルゼンチン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とする

<sup>11</sup> 本稿の「汚職」に関する部分は、主に、「汚職行為防止法に関する調査2013～メキシコ&南米編～」（Jones Day 法律事務所、2013年）4～6頁を参照した。

<sup>12</sup> 笠原・前掲書は、新しい民商法典について日本語で紹介・解説した文献として、数少ない例外である。

<sup>13</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Argentina1.html>



ものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。